

## 柳下礼子議員の一般質問

(2007年12月10日)

- 1 県民生活の擁護と来年度予算編成について (知事)
- 2 安心して生み育てることのできる医療体制の整備と医師確保対策について
  - (1) 小児救急医療体制の整備について (保健医療部長)
  - (2) 産科医・小児科医の確保対策について (知事、保健医療部長)
- 3 後期高齢者医療制度について (知事、岡島副知事)
- 4 埼玉県医療費適正化計画 (仮称) の策定について (知事、保健医療部長)
- 5 障害者自立支援法の見直しと県障害者施策の充実について (知事、福祉部長)
- 6 子どもたちに豊かな放課後を保障する放課後児童クラブの充実について (福祉部長)
- 7 特別支援学校の教室不足の解消対策について (知事、教育長)
- 8 埼玉農業の振興対策について
  - (1) 生産費を賄えるコメの価格安定対策について (農林部長)
  - (2) 品目横断的経営安定対策の見直しについて (知事、農林部長)
- 9 米軍所沢通信基地の全面返還と東西連絡道路の建設について (知事、総合政策長)

---

### 1 県民生活の擁護と来年度予算編成について

「格差と貧困」が社会のすみずみを被い、普通に働いてもまともな生活を維持することが困難な人々が増大しています。定率減税の廃止や住民税増税、医療・介護保健制度の相次ぐ改悪、さらにはでたらめな年金運営によって「消えた年金」が大問題になるなど、多くの国民が不安を感じる状況が生まれています。

「構造改革」は輝く光であり、「痛み」は光が当たることで生じる影にすぎないという議論は、「構造改革」を合理化するための詭弁に過ぎません。

「ネットカフェ難民」が若者の間で広がり、「介護難民」や「医療難民」を急増させ、高齢者を標的に庶民に負担を大幅に増やしたのは「構造改革」そのものです。また、中小企業や農業、地域経済を衰退させたのは、経済規制を撤廃して市場に任せればすべてうまくいくという市場原理主義に他なりません。

福田首相は「若い人に希望を、お年寄りに安心を」と訴え、高齢者医療費負担増の凍結や障害者自立支援法の見直しなどを打ち出していますが、相次ぐ庶民増税と社会保障改悪を押し進めてきた「構造改革」路線そのものを見直さない限り、国民に「希望と安心」を保障することはできないと考えます。

知事は「安心・安全、福祉、環境の視点から県政を見直すこと」を県政運営の指針の一つに挙げています。来年度の予算編成にあたっては、県民生活と地域経済を守るため、医療や福祉の充実、雇用確保、中小企業、農業の危機打開などに重点的に予算を配分すべきと考えますが、予算編成に対する基本姿勢について明らかにして下さい。

なお、政府や財界においては社会保障の財源論として消費税を増税すべきだという議論が再び起こっています。消費税は低所得者層ほど負担が重い税制であり、消費税増税は日

本経済の最大の弱点である家計を痛めつけ、景気対策にも逆行するものです。

県民生活を守る立場から明確に反対を表明すべきと考えますが、併せて知事の見解を伺うものです。

## 2 安心して生み育てることのできる医療体制の整備と医師確保対策について

### (1) 小児救急医療体制の整備について

本県の小児二次救急医療が崩壊の危機に瀕しているという現状は、すでに今年2月県議会でもわが党が指摘いたしました。その後の事態の進展はさらに深刻となっております。病院の2次輪番が埋まっていない医療圏が16地区中8地区にもおよび、特にわが所沢地区では前年より大幅に後退して輪番病院が定まっている曜日が3日しかありません。もうすぐ移転してしまう都立清瀬小児病院にますます依存せざるを得なくなっています。この問題について県医療対策協議会小児科部会は10月に検討報告書を出されています。

この報告書では、二次救急に殺到している軽症患者対策を強調して、市町村の時間外＝平日夜間や休祭日診療の充実を求め、それができている所沢のような地域は深夜帯診療へさらなる延長をはかるよう提起しています。この整備は市町村の仕事ですが、検討会の報告は「県が強力なリーダーシップを発揮することなくして実現できない」と指摘しています。県として市町村の初期救急時間外診療に財政的支援を行い強力なリーダーシップを発揮すべき時ではありませんか。保健医療部長の答弁を求めます。

なお、報告書は「初期救急・時間外診療・2次救急も受け入れる『小児拠点病院＝連携強化病院』を小児人口30万から50万人あたり1病院を目途に整備を進めるべきである」としています。所沢地区ではこの連携強化病院になりうる公的病院として、所沢市民医療センターがあげられています。市民医療センターは入院設備が少なく、小児科入院設備を持つ独立行政法人西埼玉中央病院がむしろ適当かもしれません。公的病院の対象は広げて考えていただきたいのですが、いずれにしても所沢地区二次救急医療圏の拠点病院整備に向け、県として早急に音頭をとって、足を踏み出していきたい。清瀬小児病院の移転も目前であり、拠点整備を望む声が広範に広がっていますので、保健医療部長の意欲的な答弁を求めたいと思います。

### (2) 産科医・小児科医の確保対策について

県内の産科が閉鎖する、産科はやっていても分娩は受け付けないという事態が広がっています。本県の産科数減少の実態、またその対策についてまず保健医療部長より答弁を求めます。

小児科の危機、産科の危機が医師の不足に由来することは明らかです。例えば小児科医がよく偏在していると言われますが、本県の小児科医1人あたりの小児人口は661.8人（H16.12.31現在）で、全国平均の551.6人を大幅に上回り、全国39位です。そもそも医師不足のうえ、病院勤務医がさらに不足する事態が生まれているのです。産科医に至っては医師1人あたりの分娩数は144人（H16）と全国平均の104人を大きく上回り、全国ワースト1です。また産科と小児科には女性医師が多いなど独自の課題もあります。このように医師不足は深刻であり、医師確保のために県が積極的に対策を打たなければ、将来県民が子どもを安心して生み育てることが不可能になる事態が生まれると考えます。

そこで知事にうかがいますが、医師確保対策は待ったなしの課題と考えますが、いかがお考えでしょうか。また、医師不足は国による医師養成の抑制策に起因しますが、国に対して医師養成数の拡大を強く要望していただきたいのですが、併せて見解を求めます。

私は、医師確保対策として、第一に、県はすでに専門も定まった後期臨床研修医を対象に給与上乘せ制度を持っていますが、この制度をさらに拡充すべきと考えます。

第二に、もっと早い段階で、ふるさと埼玉のために働きたいという医師を育成するため、前期臨床研修医への支援や医学生に対する奨学金を創設すべきと考えています。

この2点について保健医療部長の答弁を求めます。

産科・小児科医は女性の割合が高いと言いましたが、若い世代ではさらに女性の比率が高まります。

女性医師を支援している先進的な医療機関の取り組みを広く紹介するとともに、他の医療機関に対しても知事を先頭に女性医師が働きやすい環境づくりを働きかけていただきたいのですが、知事いかがでしょうか。

また、十分な設備や人的体制を整えた24時間型の院内保育所、特に院内病児保育所が求められています。これは、看護師確保にも有効であり、県として院内保育所充実のため特別の支援をお願いしたいのですが、保健医療部長よりお答え下さい。

### 3 後期高齢者医療制度について

昨年6月に自公政権が強行した医療制度改革法により、来年4月から「後期高齢者医療制度」が発足します。75歳以上の人を「後期高齢者」として括ってほかの世代から切り離し、際限のない負担増に追い込むとともに、受けられる医療も制限するという内容です。いま、この制度の中身が知られるにつれ、高齢者や医療関係者だけでなく広範な国民の間からいっせいに批判の声が沸き起こり、福田内閣と政権与党も慌てて部分的な手直しに乗り出しています。

しかし、自民党と公明党の与党間で合意した中身は、①新制度導入に合わせて70歳から74歳までの高齢者の窓口負担を現行の1割から2割に増やすのを一年延長する②75歳以上の「被扶養者」が新制度で負担を迫られる保険料を半年凍結し、後の半年は保険料を1割に減額する、というものです。

しかし、与党合意の保険料凍結は被扶養者にかかわる部分だけで、国保から移される人など大多数の負担には配慮がありません。もともと被扶養者の保険料は、当初の2年間、保険料の所得割を凍結し、均等割を5割に抑える「激変緩和措置」が法律に盛り込まれています。与党合意は激変緩和措置の手直しに過ぎません。

将来の保険料の値上げを自動化し、高齢者の生活費から有無を言わず保険料を取り立てることは高齢者の生存権を脅かすものであり、知事は「後期高齢者医療制度」の来年4月からの実施を中止するよう国に働きかけるべきと考えますが、見解を求めます。

去る11月21日、埼玉県後期高齢者医療広域連合の議会が開催され、保険料などを定めた条例が可決されました。政府は後期高齢者医療の保険料を全国平均で7万4,400円と説明してきましたが、埼玉の保険料は年額平均9万3,990円と全国平

均を大きく上回っています。

後期高齢者医療制度においては、都道府県も医療費の財源となる負担金、広域連合の財政リスクを軽減するために導入された財政安定化基金、高額医療費に対する支援、保険基盤安定制度に対する財政支援などの負担が義務づけられています。来年度これらの負担をそれぞれのぐらに見込んでいくのでしょうか。

また、後期高齢者医療制度施行に向けて広域連合より知事宛に施行に向けての人的支援を含む財政支援等についての要望が提出されていますが、この要望に対し県はどう応える方針でしょうか。

以上、2点について岡島副知事よりお答え下さい。

#### 4 埼玉県医療費適正化計画（仮称）の策定について

来年から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく第1期「医療費適正化計画」策定作業が本県でも進んでいます。計画案では、回復期リハビリテーション病棟にある療養病床を除く療養病床数について、2006年10月現在3,515床ある介護療養病床を2012年までにゼロにし、医療療養病床については、9,110床を7,100床ないし9,800床にする計画です。

しかし、県が実施した療養病床アンケート結果でも、介護療養病床3,250床のうち、転換先未定または廃止予定の介護療養病床としている医療機関が46.3%、1,504床もあります。転換意向が未定の理由としては、「経営の見通しが不透明である」、「施設の改修に費用がかかる」、「転換先の介護施設などの基準・報酬が明確でない」などが挙げられています。

このアンケートの結果からも介護療養病床の廃止は全く現実にそぐわない暴挙だと考えますが、知事の見解を求めます。

ところで、県は医療療養病床数の目標を国基準の7,100床では現実に合わないとして目標を9,800床ないし7,100床と幅をもたせ、引き続き転換見通しを精査した上で目標病床数を決定するとしています。

しかし、医療療養病床の目標が上限9,800床というのは、現実的な数字なのか、はなはだ疑問に感じます。私が先日訪問した地元のある病院では120床ある介護療養病床を60床にし、残る60床は期限ぎりぎりまで維持したいと話しておられました。廃止した60床は医療療養病床に転換し、介護療養病床を出ざるを得なくなった患者さんたちを受け入れているということでした。病院の事務長さんは「介護療養病床の6～7割は後期高齢者で、自宅に戻れるのはほんのわずか。高齢者が増え医療への依存が高まっている。医療区分1で在宅介護といっても机上で描いたプランに過ぎない」と話されておりました。

この病院のように、介護療養病床が廃止されれば行き場のない患者は医療療養病床へ流れ込み、医療療養病床の需要はさらに高まるのではないのでしょうか。私は、県が国基準どおりにしなかったことについては評価するものですが、さらに踏み込んで実態に即した医療療養病床数の目標を設定すべきと考えますが、保健医療部長の見解を求めます。

## 5 障害者自立支援法の見直しと県障害者施策の充実について

障害者自立支援法施行から1年半が経ちましたが、障害者の間では「自立支援法」ではなく「自殺支援法」などと呼ばれています。法施行後、障害者が関わる心中事件が全国で40件余りも発生しているからです。

埼玉でも今月5日、さいたま市文化センターに1200人を超える人を集めて「障害者自立支援法見直しと障害者福祉の推進を求める県民集会」が開かれました。

集会では自立支援法の1割の応益負担、食費やホテルコストが障害者を苦しめている実態が報告されました。共同作業所などでつくる「きょうされん」さいたま支部の調査によりますと、県内の各障害児・者施設232施設で2006年度に退所した人が75人、通所日数を減らした人が69人、食事をとる日数を減らした人が117人にのぼっています。しかも利用料の滞納者が160人も生まれています。滞納理由の第1は「負担が多く、家族の暮らしが成り立たない」というものです。

施設報酬の単価引き下げ・日割り計算も障害者と施設を苦悩させています。施設については国・県の特別支援策が講じられたとはいえ、1割の減収といます。それだけでなくもギリギリだった施設経営は極度に苦しくなり、「きょうされん」調査では36施設で職員の賃金を減らして対応しています。

集会では「障害があるが故に特別な利用料金を払う。障害が重ければ重いほど利用料が増える。トイレ介助や食事介助がなぜ益なのか？」と語りかけられました。

知事はこうした声をどう受けとめますか。自立支援法の応益負担と報酬単価の日割り方式を撤回するよう国に働きかける考えはありませんか。明確な答弁を求めます。

埼玉県は県単独事業である心身障害者デイケア事業と生活ホーム事業の補助金5%削減と生活ホーム事業の日額方式導入を今年度になって強行しました。自立支援法でそれだけでなくも苦闘している障害者施設がこの連絡を市町村から受けたのは5月に入ってからといいます。このために施設には大変な混乱が生まれました。

そこで福祉部長にうかがいますが、施設への事前の説明もなくこのような見直しをなぜ今年度になって突然実施したのでしょうか。入所者6人の生活ホームでは1割もの減収と聞いています。補助金の削減を撤回してほしいというのが、県民集会で出された要求ですが、県はこの声はどう応えるつもりでしょうか。併せてお答え下さい。

なお、福祉施設職員の減少が施設の運営を苦況に立たせています。

知事は3年前に民間社会福祉施設職員の処遇改善費を廃止してしまいましたが、福祉施設で働く職員の処遇改善なしには人材の確保が難しいのが現状です。処遇改善費については復活すべきと考えますが、知事よりお答え下さい。

## 6 子どもたちに豊かな放課後を保障する放課後児童クラブの充実について

私の2人の子どもの学童保育でお世話になりました。児童数は年々減少しても、学童保育の入所希望者は増加の一途で、いま県内の学童保育の多くが大規模化しています。昨年度国は「放課後子どもプラン」の中で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進める「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」のそれぞれ全小学校への設置や、70人を超える学童クラブの3年間という期限を切った分割などの

方針を示しました。

先日私は所沢市内の学童クラブにおじゃまをしました。入所者が70人強と大規模で、子どもたちがやってくると凄い喧噪で、本の読み聞かせも叫ぶように読まない聞き取れない。計画や目標を立てても毎日、毎日トラブルに追われて、その日暮らしの保育が続いているという指導員のお話でした。幸いこの学童クラブは来年度分割するというものでした。国は3年間で分割するという方針を示していますが、機械的に3年と期限を区切ることなく早急にこのような状況を改善してほしいと思いますが、大規模学童保育の実態、分割の取り組みについて明らかにして下さい。

さて、分割の際に県はなるべく小学校の空き教室を利用してほしいと考えておられるようですが、残念ながら学童保育の児童数が急増している地域は、学校の児童数も増えて、空き教室がない場合が多いのです。分割の際の補助を校外の単独施設であっても活用できるように拡充すべきと考えます。

なお、国の放課後子どもプランについてですが、県外では学童保育を放課後子ども教室に解消しようという動きもあるようです。学童保育は生活の場、放課後子ども教室はあくまですべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点であって、一体ではなくそれぞれ別の事業として充実をはかるべきだと考えます。その上で学童保育は一刻も早く全小学校に作っていただきたいと思いますが、以上の点について福祉部長よりお答え下さい。

次は、学童保育で広がっている指定管理者制度の導入についてです。

学童保育は、子ども達が生活する場です。指導員と子どもたちとその保護者は長い時間をかけながら信頼関係を育てていきます。指定管理者制度は3年から5年で事業者を新たに選定し直す制度ですが、こうした制度で学童保育の信頼性・継続性が確保できると県はお考えでしょうか。

また、各地で保護者や子どもたちの気持ちを完全に無視した、指定管理者押しつけも行われています。指定管理者制度を導入するにあたっては、利用者である児童や保護者の理解と納得が得られることが前提でなければならないと考えますが、いかがでしょう。

自治労連が行った全国調査によりますと、指定管理者制度発足後4年間ですでに指定取り消し事例が多数生まれています。その内訳をみますと指定管理者に占める民間企業の割合は11%に過ぎませんが、指定取り消し事例に占める民間企業の割合は50%を占めています。学童保育は夏休み中も含めて、一時も中断できない継続性が求められる事業です。民間企業は学童保育の指定管理者にとりわけなじまないものと考えますが、以上の点について福祉部長の見解を求めます。

## 7 特別支援学校の教室不足の解消対策について

特別支援学校の教室不足が深刻です。私も先日、所沢養護学校に足を運びましたが、多くの教室が2クラスで共有されていて、廊下に教材が置いてあるなど、大変な状況でした。

そこで教育長に伺いますが、全県の特別支援学校の教室不足の実態について明らかにして下さい。

県障害者福祉課によりますと、この5年間で障害児の数は1万700人から1万2,400人へと増加しているそうです。今後、特別支援学校への進学者がさらに増加するのは

確実ですが、どのぐらいの増加を見込んでいるのでしょうか。併せてお答え下さい。

県はこの間、高等養護学校2校の新設に加え、特別支援学校分校を3校増設し、さらに上尾東高校校舎に養護学校の新設を予定されています。しかし県南西部については計画がありません。所沢養護学校に限らず和光南も15クラス分の教室が不足しています。

そこで今度は南西部の特別支援学校の新設を検討していただきたいと思います。所沢市東部にある所沢東高校は新座北高校との統廃合により既に生徒募集を停止しておりますが、廃校となった段階でこの跡地を利用して新設が検討できないでしょうか。教育長の答弁を求めます。

なお、所沢に住む肢体不自由児の保護者からは和光養護学校に通うのは大変なので所沢で受け入れてほしいという要望もいただいています。この点もぜひ考慮に入れていただきたいと思います。

ところで、特別支援学校への進学者数は確実に増加していきます。そこで、教室不足を解消するための年次計画を立て、必要な学校の増設を計画的に推進し保護者や学校関係者の不安を解消していただきたいと思いますが、知事の見解をお聞かせ下さい。

## 8 埼玉農業の振興対策について

### (1) 生産費を賄えるコメの価格安定対策について

今年も下げ止まらない米価の下落に農家の間から「これではコメづくりが続けられない」という悲鳴があがっています。今年の米価は、価格形成センターで入札された価格が前年比で7～10%も安く、最も高いコシヒカリでも1俵当たり1万4千円台となっています。農水省の調査で1俵当たりのコメ生産費は1万6,824円(2006年産)ですから、多くの農家から「肥料代の支払えさえできない」という声があがるのも当然です。

今日の事態は、政府がコメの流通を完全に市場に委ね、大手スーパーなどの買ったたきを野放しにしてきた結果です。政府は自身が決めた100万トンという備蓄も十分しないまま、古米まで安売りし、くず米で増量した低価格米の流通も野放しにしてきました。農民の批判や参議院選挙での敗北を受けて、政府は慌てて34万トンの備蓄米を年内に買い入れるなどの当座の米価下落対策をとりましたが、従来の政策を見直さない限り、今後も同じような事態が繰り返されるのではないのでしょうか。

いま農家が何よりも願っているのは、農産物価格の暴落に歯止めをかけて、生産費を賄えるような価格保障を打ち立てることです。県はそのための対策を強く国に働きかける考えはありますか。また、くず米については本来主食用として流通してはならないものです。くず米の流通を全面的に規制するよう国に強く求めるべきと考えますが、農林部長よりお答え下さい。

### (2) 品目横断的経営安定対策の見直しについて

さて、国は農産物のいっそうの輸入拡大を前提に外国産と競争できる「効率的な経営」を育てるとして大規模経営中心の農業に「構造改革」することを当面の最重点課題にしてきました。そして、決め手として打ち出されたのが品目横断的経営安定対策に他なりません。

私は先日、熊谷市内で集落営農に加わっている農家と、大利根町で13ヘクタールの麦を生産している大規模経営農家を訪ねてお話を伺いましたが、いずれの農家からも昨年

に比べ減収になると訴えられました。しかも昨年でしたら出荷から1か月後には一括して代金の支払いがあったのに、今年は8月に一次分の支払いがあっただけで、大規模経営農家の場合、農協から42万円の支払いがあったものの、カントリーエレベーターの利用料などの経費が52万円かかったため資金繰りに苦労している様子でした。

県西部で約40ヘクタールの麦を栽培している大規模農家の場合、この10年間に10ヘクタール耕作地を増やしたにもかかわらず、見込んだ700万円の増収につながらなかったというお話しでした。しかも、品目横断対策の場合、助成金の7割が過去3年間の生産実績で支払われるため、規模を拡大するほど反当たりの助成金が減る仕組みで、「これでは営農意欲がわからない」という怒りの声があがっています。

そこで農林部長に伺いますが、品目横断対策の対象となっている大規模経営農家や集落営農に参加している農家の経営状況について県は実態調査を行い、必要な対策を国に求めるべきではないでしょうか。

また、集落営農の構成員は60～70代の人が多く、後継者がいない農家が脱落すると集落営農そのものが崩壊する危険性がありますが、県はどのような対策を講ずる考えですか。

いま農政が最も力を入れなければならないのは、規模に関係なく農家が安心して営農でき、後継者が希望をもって就農できる条件を整えることではないでしょうか。

そのためには何よりも農産物の価格が生産費を下回る事態を根本的に改善することです。品目横断的経営安定対策については、国に対して見直しを強く求めるべきと考えますが、知事の見解を求めます。

## 9 米軍所沢通信基地の全面返還と東西連絡道路の建設について

いま在日米軍基地の再編に伴い、岩国市や座間市など全国各地で基地の再編・強化に反対するたたかいが広がっています。所沢通信基地は在日米軍の中核基地である横田基地と航空機をつなぐ後方無線局と説明されていますが、日本平和委員会の平山武久理事が米国防省などの文書を調査した結果、この基地が米軍の短波通信機能の近代化を図る「スコープコマンド計画」の対象となっており、その任務の一つである「緊急行動メッセージ(EAM)」は核攻撃部隊への指揮・コントロールの通信であることが明らかになっています。

この問題は、わが党の塩川衆議院議員が国会でも取り上げ事実関係の確認を政府に求めましたが、政府は平山氏が根拠にした米軍文書の存在は認めたものの、「その位置づけ、詳細について申し上げる立場にない」と明言を避けています。

そこで伺いますが、所沢基地の近代化計画について、国あるいは米軍当局に対して情報の提供を求める考えはありますか。また、こうした計画が現に進められているとするならば、基地の機能強化・恒久化につながる事態であり、基地の全面返還を望む所沢市民の願いに反すると考えますが、知事の見解を求めます。

次に、所沢市民が全面返還までの当面の措置として求めている東西連絡道路の建設の問題です。

国は所沢市の要望を受けて、2003年度から3年間にわたって現地調査を実施していますが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、東西道路の建設に伴う経費については市の基地対策協議会からも長年にわたり「市が受けたさまざまな障害等を考



慮」して「日米政府間の問題として、国の責任において相応の負担」をするよう要望が出されています。沖縄では、全面、一部を問わず基地の返還に伴い米軍施設の移転が伴うような場合には原則国が負担していると聞いておりますが、県の考えについて総合政策部長より答弁を求めます。